

埼玉県歯科技工士会は変わります

2019年8月

一般社団法人 埼玉県歯科技工士会 組織部

〒330-0061 さいたま市浦和区常盤 3-1-1

Web: <http://saishigi.com>

E-mail: saishigi@mta.biglobe.ne.jp

近年、業界団体の組織率低下が深刻な状況になっています。一般社団法人 埼玉県歯科技工士会（以下、本会とする）も同様に、県内の就業者数に対して会員数の少ない、いわゆる組織率の低い組織といえます。

歯科技工士の今後は、人口減と超高齢化社会を迎え、歯科技工の担い手が減少するのに反比例して歯科技工物の発注が増えることが予想され、我々を取り巻く環境はより厳しさを増すものと考えられます。

そこで本会が提案したいのは、組織に依存していた過去から脱却し、歯科技工士各々が自立するために組織を活用して頂き、さらに行政への要望は一致団結して声を上げていきたいと考えています。

そのため、本会は、新たな試みを実施してまいります。

その1 【付加価値の高い技術を習得する】

付加価値とは、高品質な補綴物の提供や高度な技術の取得や安定した補綴物の提供と考えられます。個々の歯科技工士が選択し習得することで安定した収入を得るための研修事業を企画します。

その2 【認定歯科技工所管理者制度のサポート】

歯科技工所の開業を目指す場合、歯科技工録の記載が義務付けられています。

公益社団法人 日本歯科技工士会が主催する生涯研修の2期修了者に「認定歯科技工所管理者」という資格が与えられます、本会は会員の資格取得を推進します。

その3 【歯科技工の機械化は平均就業年齢を押し上げる】

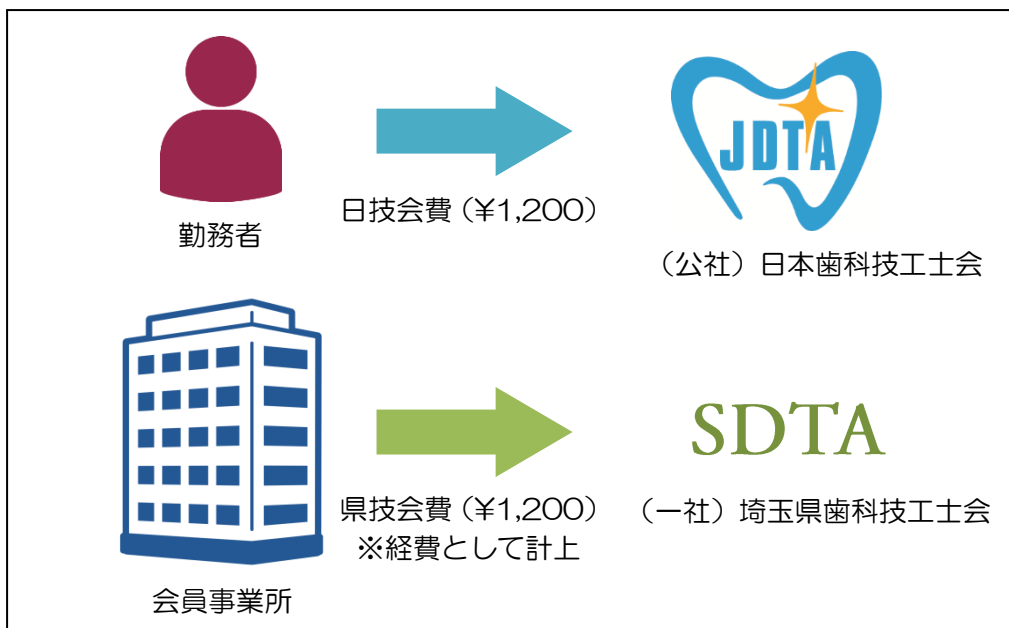
歯科技工士は80歳になっても働くことのできる仕事です。本会は、県内歯科技工所と連携を行うことで「好きな時」「好きなだけ」「好きな仕事」を可能とする働き方改革を支援していきます。

その4 【勤務者の会費負担軽減策を実施】

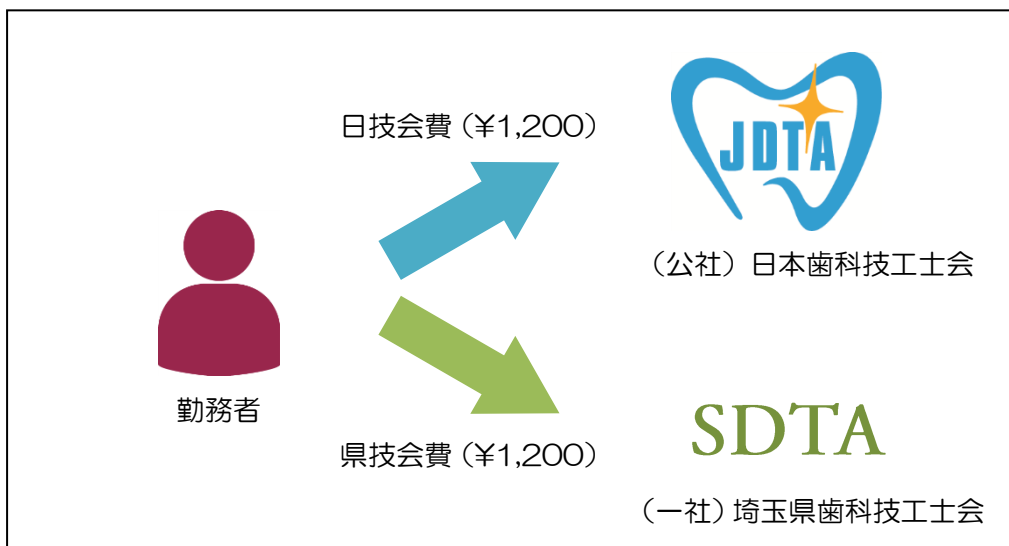
本会は組織拡大の一環として、全国で初めて事業所単位での職場支部制度を導入しました。この制度は、勤務者の会費の半分を職場組織が負担して頂く制度です。

会費負担のイメージは次頁をご参照ください。

○会員事業所(職場単位支部)勤務者の場合



○会員外事業所勤務者の場合



○個人・法人の事業主の場合

